

印鑑条例の一部改正

旧氏(旧姓)での印鑑登録ができるように定めるとともに、性的少数者に配慮し、男女の別を削除し、その他必要な文言整理を行いました。

委員会において、男女の別を削除しない修正案が委員より提出されましたが、採決の結果、否決されました。

問 提案理由に記載されていない部分が改正されている。本来記載すべきでないか。

答 性的少数者に配慮し、印鑑登録原票に登録する事項から「男女の別」を削除する。総合振興計画でも、人権の尊重の中で「LGBTなど様々な人権問題に正しい理解と認識を深め、差別意識を解消するため、あらゆる場や機会を捉えた人権教育を推進する」としている。本来、提案理由に記載すべきであったが、こちらの重要性の認識が欠けていた。

問 憲法第24条では、両性と記載されており、これは男と女を前提としている。憲法に反しているのではないか。

答 印鑑証明から性別を削除することについては、総務省からの通知により、性同一性障害、性的指向、性自認に配慮して、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取り扱いとして差し支えないとされている。県内の7割近くの市町が対応している。

問 介護の減免申請書など、他の公的な申請書の見直しについてはいかがか。

答 市全体の方針については、庁内会議において説明し、今後現状を把握するための調査等を実施していく予定である。法的に出来ない、あるいは記載が必要なものもあるので、性別情報が必ずしも必要でない場合は削除する。性別ごとの統計情報が必要な場合は、回答しない選択肢を設ける等で見直しを進めていく。

成年被後見人等への不当な権利の制限を撤廃する条例改正

消防団員に係る成年被後見人等の欠格条項の規定を削るとともに、所要の改正を行うものです。また、地方公務員法の一部改正により、地方公務員に係る成年被後見人等の欠格条項の規定が削られたことに伴い、関係する条文の文言整理を行います。

排水設備指定工事店の指定基準及び責任技術者の登録資格に係る欠格条項について、それぞれ「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障によりその業務を適正に行うことができないもの」に改めます。児童福祉法の一部改正により、養育里親及び養子縁組里親に係る成年被後見人等の欠格条項の規定が削られたことに伴い、関係する条文の文言整理を行います。

問 消防団員に係る成年被後見人及び被保佐人の欠格条項を削ることは、その方々も消防団員になれるということである。消防団の活動は、判断能力や体力が求められるが、どのように考えるか。

答 今回の改正の趣旨は、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、権利の制限に係る措置の適正化を図るものであり、その者を個別に判断して任用するため、運用が大きく変わるわけではない。

問 他の条例で欠格条項の規定を削っているが、下水道条例の一部を「心身の故障によりその業務を適正に行うことができないもの」に改める理由は。

答 今回の改正は、成年被後見人の欠格条項を定めているものを削るものであるが、下水道条例では、その方々が業務を行うのに適正かどうか判断する必要があることから、改めるものである。

